

様式1別紙（第5関係）

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 青森県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び板柳町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、あおり移住支援事業実施要領及び板柳町移住支援事業における地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - （2）地方就職支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - （3）地方就職支援金の申請日から1年以内に板柳町に転入しなかった場合：全額
 - （4）地方就職支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - （5）転入日から3年未満に板柳町から転出した場合：全額
 - （6）転入日から3年以上5年以内に板柳町から転出した場合：半額

青森県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及び板柳町は、青森県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、青森県及び板柳町が定める個人情報保護法施行条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森県及び板柳町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。